

令和 8 年 7 月 1 0 日
～美ら島の未来を拓く～
沖 縄 総 合 事 務 局

沖縄地区（旧沖縄県離島地区）の タクシー運賃改定中止について

令和 8 年 3 月 26 日より事業者の申請割合が 5 割を下回ったため、運賃改定審査を中断していた沖縄地区（旧沖縄県離島地区）について、3 ヶ月が経過したため、当該運賃改定を中止しました。

1. 申請の状況

令和 7 年 12 月 26 日時点で申請割合が 5 割以上に達したため、運賃改定手続きを開始しましたが、令和 8 年 3 月 26 日に 4 社からの申請取り下げがあり、申請割合が 5 割を下回ったため、運賃改定手続きを中断しました。

その後、運賃改定手続きを中断したときから 3 ヶ月の期間の間に、申請率が 5 割以上とならなかったため、運賃改定を中止しました。

（旧沖縄県離島地区）法人事業者全体車両数 525 台（42 事業者）

R7. 12. 26 時点 : 申請台数及び申請割合 279 台 53. 14%

R8. 3. 26 時点 : 申請台数及び申請割合 253 台 48. 19%

R8. 6. 26 時点 : 申請台数及び申請割合 " "

2. 今後の手続きについて

それぞれ申請事業者について、道路運送法第 9 条の 3 第 2 項第 1 号の規定に適合しないものとして、却下処分を行う。

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局
運輸部陸上交通課業務係
担当者：安慶田、大塚
TEL：098-866-1836
FAX：098-860-2369